

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018~2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したもの。

文化芸術の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018~2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局長級会議)での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広くみ取って審議。

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養^{かんよう}、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成
- ・他者と共に感し合う心、人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持、世界平和の基礎

(社会的・経済的価値)

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・新・文化芸術基本法の成立

今後の文化芸術政策の主旨すべき姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にどうつて極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

文化芸術立国の実現を

II・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)

戦略3

国際文化交流・協力の推進と
文化芸術を通じた相互理解・
国家ブランドシップへの貢献

- ・クールジャパン戦略（内閣府）
- ・放送コンテンツ等の海外展開（総務省、外務省）
- ・外務省・国際交流基金の文化・日本語事業（外務省）
- ・スポーツ文化ツーリズム（スポーツ庁、文化庁、観光庁）
- ・児童福祉文化財（厚労省）
- ・障害者芸術文化活動（厚労省）
- ・和食文化の国内外への発信、国産花きや茶の需要拡大、鯨類に関する文化の情報発信（農水省）

戦略2

文化芸術に対する
効果的な投資と
イノベーションの実現

- ・日本商品・サービスの海外需求開拓、伝統的工芸品、コンテンツ産業（経産省）
- ・歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生（国交省）
- ・訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援（観光庁）
- ・国立公園の情報発信（環境省）
- ・国際的な文化発信拠点、地域の文化クラスター（文化庁）等

戦略4

多様な価値観の形成と
包摶的環境の推進による
社会的価値の醸成

- ・日本商品・サービスの海外需求開拓、伝統的工芸品、
- ・コンテンツ産業（経産省）
- ・歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生（国交省）
- ・訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援（観光庁）
- ・国立公園の情報発信（環境省）
- ・国際的な文化発信拠点、地域の文化クラスター（文化庁）等

伝統芸能

暮らしお文化

国語・日本語

芸術

戦略1

文化芸術の
創造・発展・継承と
豊かな文化芸術教育の充実

本質的価値

多様で高い能力を
有する専門的人材の
確保・育成

戦略5

地域の連携・協働を推進する
プラットフォームの形成

戦略6

今後5年間に推進すべき
170の基本的な施策を記載

芸能

文化財

メディア芸術

著作権

V 評価・検証サクルールの確立等

- ・毎年度、文化 GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに入々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- ・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)

- ・社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)

- ・公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)

- ・作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- ・保存場所の確保 など

⑤ 権利保護の推進(13条)

- ・著作権等の制度に関する普及啓発
- ・著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・契約締結時の障害者への支援の充実 など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)

- ・企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)

- ・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・国際的な催しへの参加促進 など

⑧ 相談体制の整備等(16条)

- ・文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など

⑨ 人材の育成等(17条)

- ・①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など

⑩ 情報の収集等(18条)

- ・国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動(20条)」推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け(6条)